

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1、開議の日時 閉議	平成27年9月11日 14:25 平成27年9月11日 14:40
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江、鈴木孝則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	生活環境課長 八幡繁樹
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第1 提出議案の訂正について
8、議事の経過	<p>副委員長開会、委員長あいさつ</p> <p>第1 提出議案の訂正について</p> <p>委員長：生活環境課長から提出議案の訂正申出があった。これに関して協議する。説明を求める。</p> <p>生活環境課長：認定第9号埜町上水道事業会計決算報告書の6ページに誤りがあった。剰余金処分計算書の様式及びその額が誤っていたので訂正したい。訂正内容は配布資料のとおりであるが、まず様式が法令に基づいたものとなっていたため資本金、資本剰余金の表示がぬけてしまった。次に、未処分利益剰余金であるが、額が違っていた。これらは、いずれも法改正に伴うものである。改正があったにもかかわらず従来の手法によって作成してしまったことによる。訂正は剰余金の処分計算書のみで、これにより決算が変わるようなことはない。このページの差し替えをさせていただきたい。</p> <p>委員長：ただ今説明のとおりである。質疑はあるか。</p> <p>小林委員：訂正はどのように行う。</p> <p>生活環境課長：お手元にお配りした内容に差し替えたい。</p> <p>鈴木(幸)委員：様式のみ訂正ではないようだが。</p> <p>生活環境課長：額も訂正したい。そもそも損益計算書では160百万円の未処分利益剰余金を計上していながら、未処分利益計算書では9百万円と表示していた。これは、法改正で収益となった分や法改正で資本が負債と区分されたことに対する措置などを計算書に反映せず、従来の手法で算定してしまったためである。決算額そのものには影響はない。</p> <p>委員長：以上のとおりである。訂正することに異存ないか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>委員長：訂正については承認された。訂正方法であるがどのようにするか。</p> <p>事務局：提出議案の訂正は、会議規則20条で規定されている。これまで誤植訂正等については運営基準によって正誤表を配布してきた。誤植訂正の場合は、正誤表配布により異議がなければ許可されたものとして運用してきたが、今回は誤植訂正の範囲とも考えられる</p>

が、単なる字句の訂正ではないので議会の議決を取るべきと思われる。本会議において訂正内容の説明後議長がその是非を諮る形ではどうかと思う。

委員長：そのような取り扱いでよいか。

(異議なし)

委員長：本会議前に全協での説明は必要か。

(「必要なし」という人あり。)

委員長：そのように取り扱う。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長